平成28年5月25日

三重県土地家屋調査士会　　様

桑名市長　伊藤　徳宇

「本人通知制度」の開始について

若葉の候、貴会にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、桑名市行政に関しましてご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、桑名市では、不正請求の早期発見、不正請求の抑止をめざし、別添資料のとおり「本人通知制度」を7月1日から開始いたします。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただきますとともに、会員の皆様に対し本制度を周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務取扱】
〒511-8601
三重県桑名市役所中央町2丁目37番地
桑名市役所市民課受付係
（電話）　0594-24-1159

7月から本人通知制度が始まります

～あなたの個人情報を守ります～

本人通知制度とは

事前に登録した方に対して、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合、その事実を本人にお知らせする制度です。

なおこの制度は、交付の可否を事前に確認するものではありません。また、交付をできなくするといった制度ではありません。

本人通知制度を導入することで、不正請求の早期発見、事実関係の早期究明が可能になります。また、不正請求が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果が期待されます。

登録できる方

○桑名市の住民基本台帳に記載されている方
（住民基本台帳から除かれた方を含む）
○桑名市の戸籍に記載されている方
（戸籍から除かれた方を含む）

登録手続き

登録手続きは、**7月1日㈮から開始します。**

登録を希望する方は、本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、官公署が発行した顔写真の貼付された免許証など）をお持ちの上、市民課（市役所1階）、多度町・長島町総合支所住民福祉課、各地区市民センター、サンファーレ・サテライトオフィスで手続きをお願いします。

通知する内容

○交付年月日
○交付した証明書の種別（住民票の写し、戸籍謄抄本など）
○交付部数
○請求者の種別(代理人、代理人以外の第三者《個人・法人・弁護士や司法書士などの特定事務受任者》)
▷請求者の名前、住所などの個人情報は通知されません。

通知の対象となる証明書

○住民票の写し（除票・記載事項証明を含む）
○戸籍謄抄本（除籍・改製原戸籍・記載事項証明を含む）
○戸籍の附票の写し（除票を含む）

登録期間

登録期間は無期限です。廃止の申請があるまで継続します。
▷登録した方が死亡した場合などは登録が抹消されます。
▷住所などが変更になった場合は、変更届が必要となります。

通知の対象とならないもの

○本人、同一世帯の方からの住民票の写しの請求
○本人、同じ戸籍に記載されている方および、直系尊属（父母、祖父母など）や直系卑属（子、孫など）からの戸籍の写しの請求
○国や地方公共団体からの請求
○弁護士や司法書士などの特定事務受任者が裁判、訴訟手続き、紛争処理についての代理業務に使用するための請求
○証明書自動交付機での住民票の写しの請求

本人通知制度イメージ

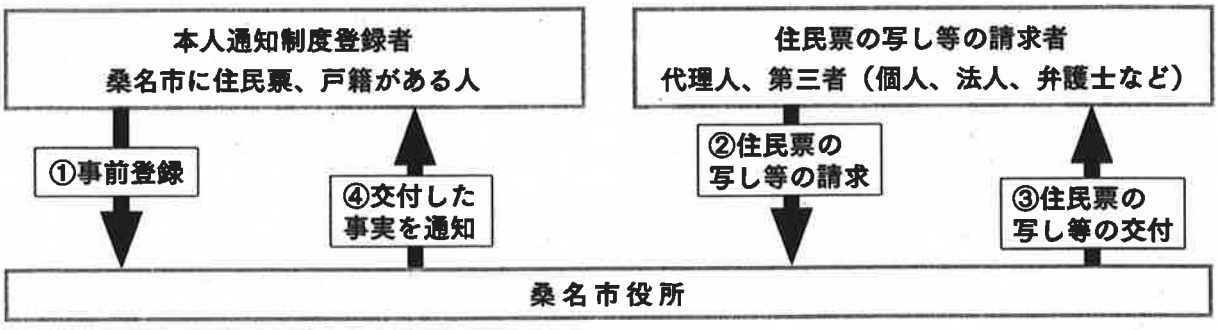

問 市民課（☎24－1159 FAX24－1353）へ。